

平成24年第2回

香美市議会臨時会会議録

平成24年 5月21日 開 会

平成24年 5月21日 閉 会

香 美 市 議 会

平成 2 4 年 第 2 回

香美市議会臨時会会議録

平成 2 4 年 5 月 2 1 日 月曜日

平成24年第2回香美市議会臨時会会議録

招集年月日 平成24年5月21日（月曜日）

招集の場所 香美市議会議場

会議の日時 5月21日月曜日（会期第1日） 午前 9時34分宣告

出席の議員

1番	有元和哉	12番	山崎龍太郎
2番	矢野公昭	13番	大岸眞弓
3番	山崎眞幹	14番	片岡守春
4番	利根健二	15番	竹平豊久
5番	濱田百合子	16番	島岡信彦
6番	山崎晃子	17番	石川彰宏
7番	爲近初男	18番	竹内俊夫
8番	千頭洋一	19番	前田泰祐
9番	織田秀幸	20番	山本芳男
10番	比与森光俊	21番	小松紀夫
11番	依光美代子	22番	西村芳成

欠席の議員

なし

説明のため会議に出席した者の職氏名

【市長部局】

市長	門脇慎夫	福祉事務所長	岡本明弘
副市長	明石猛	産業振興課長	佐々木寿幸
総務課長	山崎綾子	林業事務所長	久保和昭
政策企画財政課長	濱田賢二	建設課長	宮地和彦
会計管理者兼会計課長	野島恵一	上下水道課長	岡本博章
管財課長	岡本博臣	《香北支所》	
まちづくり推進課長	今田博明	支所長	二宮明男
市民保険課長	山崎泰広	地域振興課長	舟谷益夫
健康介護支援課長	丸内一秀	《物部支所》	
税務課長	阿部政敏	支所長	小松清貴
収納課長	前田哲雄	地域振興課長	和田隆
ふれあい交流センター所長	高橋千恵		

【教育委員会部局】

教育長	時久恵子	生涯学習振興課長	田島基宏
教育次長兼教育振興課長	後藤博明	学校給食センター所長	竹内敬

【消防部局】

消 防 長 寺 田 潔

【その他の部局】

監査委員事務局長 横 谷 勝 正 農業委員会事務局長 西 村 博 之

職務のため会議に出席した者の職氏名

議会事務局長 小 松 美 公 議会事務局書記 岡 村 愛

議会事務局書記 野 口 恵 子

市長提出議案の題目

- 承認第 1号 専決処分事項の承認を求めることについて
平成23年度香美市一般会計補正予算（第5号）
- 承認第 2号 専決処分事項の承認を求めることについて
平成23年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）
- 承認第 3号 専決処分事項の承認を求めることについて
平成23年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）
- 承認第 4号 専決処分事項の承認を求めることについて
平成23年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 承認第 5号 専決処分事項の承認を求めることについて
平成23年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第4号）
- 承認第 6号 専決処分事項の承認を求めることについて
平成23年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第3号）
- 承認第 7号 専決処分事項の承認を求めることについて
香美市税条例の一部を改正する条例の制定について
- 承認第 8号 専決処分事項の承認を求めることについて
香美市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 承認第 9号 専決処分事項の承認を求めることについて
香美市体育施設条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 56号 香美市土地開発公社の事業の総合調整及び助成に関する条例を廃止する条例の制定について
- 議案第 57号 香美市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 同意第 2号 香美市固定資産評価審査委員会委員の選任に伴い議会の同意を求めることについて
- 同意第 3号 香美市固定資産評価審査委員会委員の選任に伴い議会の同意を求めることについて

同意第 4号 香美市固定資産評価審査委員会委員の選任に伴い議会の同意を求める
ことについて

議員提出議案の題目

なし

議事日程

平成24年第2回香美市議会臨時会議事日程

(会期第1日目 日程第1号)

平成24年5月21日(月) 午前9時30分開会

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定について

日程第3 諸般の報告

1. 議長の報告

2. 市長の報告

(1) 専決処分事項の報告について

報告 第1号 損害賠償の額の決定及び和解について

報告 第2号 損害賠償の額の決定及び和解について

報告 第3号 損害賠償の額の決定及び和解について

(2) 行政の報告並びに提案理由の説明

日程第4 承認第 1号 専決処分事項の承認を求めることについて
平成23年度香美市一般会計補正予算(第5号)

日程第5 承認第 2号 専決処分事項の承認を求めることについて
平成23年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算(第4号)

日程第6 承認第 3号 専決処分事項の承認を求めることについて
平成23年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)

日程第7 承認第 4号 専決処分事項の承認を求めることについて
平成23年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)

日程第8 承認第 5号 専決処分事項の承認を求めることについて
平成23年度香美市国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(第4号)

日程第9 承認第 6号 専決処分事項の承認を求めることについて
平成23年度香美市介護保険特別会計(保険事業勘定)補正予算(第3号)

日程第10 承認第 7号 専決処分事項の承認を求めることについて

- 香美市税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 承認第 8号 専決処分事項の承認を求めることについて
香美市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 承認第 9号 専決処分事項の承認を求めることについて
香美市体育施設条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 議案第 56号 香美市土地開発公社の事業の総合調整及び助成に関する条例を廃止する条例の制定について
- 日程第14 議案第 57号 香美市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第15 同意第 2号 香美市固定資産評価審査委員会委員の選任に伴い議会の同意を求めることについて
- 日程第16 同意第 3号 香美市固定資産評価審査委員会委員の選任に伴い議会の同意を求めることについて
- 日程第17 同意第 4号 香美市固定資産評価審査委員会委員の選任に伴い議会の同意を求めることについて

会議録署名議員

19番、前田泰祐君、20番、山本芳男君（会期第1日目に会期を通じ指名）

議事の経過

(午前 9時34分 開会)

○議長（西村芳成君） ただいまの出席議員は22人です。定足数に達していますので、これから平成24年第2回香美市議会臨時会を開会します。

これから日程に入りますが、その前に平成24年第2回香美市議会臨時会開会に当たり一言ごあいさつを申し上げます。

今年は5月に入りましてもすっきりしない天気が続いておりましたが、ようやく新緑が美しく気持ちのよい季節となってまいりました。議員各位、執行部には何かとご多忙の中を本議会臨時会にご出席をいただきましてまことにありがとうございます。

昨年3月11日の東日本大震災から1年を経過し、復旧、復興に国を挙げて取り組んでいる最中の5月6日にまた関東北部に巨大な竜巻が発生いたしまして住宅が倒壊するなど大きな被害をもたらしておりますが、被害に遭われた方々に心からお見舞いを申し上げます。

さて、議会も議会基本条例や政治倫理条例の6月議会制定に向けて、市民への説明と平成24年度当初予算等について議会報告会としてこの12日から20日までに市内9カ所で報告会を行ってまいりました。私も同一、同時間の1カ所を除く8カ所に参加をして市民の生の声を聞かせていただきました。初めての報告会でありましたので議員各位も何かとお気づきの点もあろうかと思っておりますので、後日総括や反省会も行い、今後の議会として市民への情報公開や報告会をいかによりよいものにしていくかはご協議を賜りたいと思っております。また、私が議会として市民に対する報告会はこうあるべきだと思ったことは、議会や委員会とはうって変わって政党や会派は違っても議会報告会として各議員がそれぞれ議員の責務を果たし、各班がまとまった議会報告会であったと評価をしてるところであります。まことにご苦労さまでございました。

さて、本日開会されました議会臨時議会に市長から提出されている議案等につきましては、香美市土地開発公社の事業の総合調整及び助成に関する条例を廃止する条例の制定を含む2件、専決処分事項の報告3件、専決処分事項の承認9件、同意3件であります。市長の提出議案等につきましては、後ほど市長より提案理由の説明がありますので、議員各位においては慎重な審議の上、それぞれの議案等に対し適切な議決を賜りますようお願いをいたします。

また、議員各位におかれましては、議会の品位を重んじ円滑な議事運営に各段のご協力を賜りますようお願いを申し上げまして開会に当たり私のごあいさつといたします。

議事日程は、お手元にお配りしたとおりであります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則の定めるところにより、今臨時会を通じて19番、前田泰祐君、20番、山本芳男君ご両名をお願いいたします。よろしくをお願いいたします。

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

本件については、議会運営委員会で協議をいただいておりますので、委員長から報告を求めます。議会運営委員会委員長、前田泰祐君。

○議会運営委員会委員長（前田泰祐君） おはようございます。本日招集されました平成24年第2回香美市議会臨時会の運営につきまして、先ほど開催されました議会運営委員会の協議の結果を報告します。

まず、会期につきましては、お手元にお配りしました予定表のとおり本日1日といたしました。なお、会期の延長を必要とする場合については、議長に一任することになりました。

続きまして、会期中の会議ですが、本日の臨時会に付議された提出議案は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略し審議に付し、本会議方式にて採決をします。

その他議会運営につきましては、従来のとおりでありますので議員各位の格段のご協力をお願いを申し上げます。

以上、議会運営委員会の報告を終わります。

○議長（西村芳成君） 委員長の報告を終わります。

お諮りします。今臨時会の会期は、委員長報告のとおり本日1日としたいと思えます。これにご異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（西村芳成君） 異議なしと認めます。よって、会期は、本日1日と決定しました。

なお、会期中の会議の予定につきましては、先ほど議会運営委員会委員長からも報告がありましたが、お手元にお配りをしております予定表のとおりであります。

【会期及び会議（審査）の予定表 巻末に掲載】

日程第3、諸般の報告を行います。

初めに、議長の報告をします。

市長から地方自治法第180条の規定により報告第1号から報告第3号までの専決処分事項について報告書のとおり報告がありました。

また、監査委員から例月出納検査報告書等が提出されています。

その他の報告事項につきましては、お配りしました議長報告書のとおりであります。

日程第4、承認第1号、専決処分事項の承認を求めることについて、平成23年度香美市一般会計補正予算（第5号）から日程第17、同意第4号、香美市固定資産評価審査委員会委員の選任に伴い議会の同意を求めることについてまで、以上14件を一括議題とします。

行政の報告及び提案理由の説明を求めます。市長、門脇槇夫君。

○市長（門脇槇夫君） おはようございます。本日、平成24年第2回香美市臨時会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましてはご多用のところご出席を賜り厚

く御礼を申し上げます。また、日ごろは住民福祉の向上に対しまして各地域でのご活躍に心から敬意と感謝を申し上げます。

早速でございますが、今臨時会に付しております議案に対する提案説明を申し上げます。

なお、ここで1点だけ訂正をお願いをいたします。報告第3号、専決処分事項の報告についてお配りをさせていただいておりますが、この、わかりますかね、専決日が「平成24年4月19日」になっていると思っておりますが、これを「平成24年5月18日」に書きかえていただきたいと思います。

それでは、提出議案に対します提案理由の説明を申し上げます。

専決処分事項の報告についてでございますが、報告第1号及び報告第3号は、損害賠償の額の決定及び和解についてであります。

専決処分事項の承認を求めることにつきましては、承認第1号は、平成23年度香美市一般会計補正予算（第5号）についてです。

承認第2号は、平成23年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）についてであります。

承認第3号は、平成23年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）についてであります。

承認第4号は、平成23年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。

承認第5号は、平成23年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第4号）についてであります。

承認第6号は、平成23年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第3号）についてであります。

承認第7号は、香美市税条例の一部を改正する条例の制定です。

承認第8号は、香美市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてです。

承認第9号は、香美市体育施設条例の一部を改正する条例の制定についてです。

続きまして、議案第56号は、香美市土地開発公社の事業の総合調整及び助成に関する条例を廃止する条例の制定についてです。

議案第57号は、香美市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてです。

次に、同意第2号から第4号は、香美市固定資産評価審査委員会委員の選任に伴い議会の同意を求めるものでございます。

以上、報告3件、承認9件、議案2件、同意3件の提案説明を終わりますが、議案の詳細につきましてはお手元の議案細部説明書をご参照いただきたいと思います。どうぞよろしく。

○議長（西村芳成君） これで行政の報告及び提案理由の説明を終わります。

これから報告第1号から報告第3号までの専決処分事項について質疑を行います。質疑はありませんか。

13番、大岸眞弓君。

○13番（大岸眞弓君） 13番、大岸です。

報告の議案を、議案といいますか中身を見ればわかりますけれども、この1号が2月17日が発生で2号が4日後の21日、それから間もなく3月21日ということで、こういうふうに重なって、前も何かそういう傾向であったかと思うんですが、17日に例えばこういうことが起こったらやはり注意をするようにということで、何だかの職員さんに対してそういう話もあるかと思うんですが、1号、2号ともこれは多分不注意によるものとしか考えられないんですけれども、この辺の毎回繰り返されることですが指導といいますか、どういうふうになっておりますでしょうか。

それと、この1号のほうの、それから2号も損害賠償の額、相手方の損害額を全額賠償するというふうになっておりますが、公用車のほうの修繕はどういうふうになっておりますか。

○議長（西村芳成君） 総務課長、山崎綾子君。

○総務課長（山崎綾子君） まず、職員に対する指導について私のほうからお答えをいたします。

確かに短い間に頻発しておりまして非常に残念な結果となっております。日々課長会等折に触れて市長が訓示をするときにはですね、職員の交通安全ということは常に言っておりますけれども、やはりどうしても気の緩みと申しますか不注意からこういうことがあって非常に残念な結果となっております。指導する立場として責任も痛感しております。

そこで、5月16日にですね、市長のほうから管理職に対しまして公用車運転に関する厳重注意という通知書を訓示として出しました。その中でですね、当然職員向けてということも考えたんですけれども、管理職のほうに通知書を出して管理職のほうから自分の範囲の担当職員にですね指導徹底を行うようにという、強い厳重注意の文書で注意を喚起しております。

まだ今回ですね、まだ上がって実は来ておりませんが、もう1件実は平成24年度になっても事故がございました。その後にその事故を起こした職員につきましては、担当課長により同乗して運転の指導といいますか、その方の運転ぶりといいますか、そういったものを何度か同乗して行い、指導もしながら行ったところの報告書を受けております。

今後につきましては、全体での指導ということも考えなければなりませんけれども、やはり起こした者の職員には個々の一層の指導を徹底して行っていきたいと思っております。

以上です。

○議長（西村芳成君） ほかに。

13番、大岸眞弓君。

答弁？

管財課長、岡本博臣君。

○管財課長（岡本博臣君） お答えいたします。

合併後におけます交通事故の状況でございますが、平成18年が11件、平成19年が8件、平成20年が6件、平成21年が6件、平成22年が13件、平成23年が5件ということになっておりまして、今回続けて3件出ておりますが、年間を通じましたら5件ということでございますので極めて多くなっておるという状況ではございませんのでご理解をお願いしたいと思います。

それと、公用車の修繕でございますが、公用車の修繕につきましては車両保険を掛けておりますのでそちらのほうで修繕を行っております。

○議長（西村芳成君） 13番、大岸眞弓君。

○13番（大岸眞弓君） 少ないからよいというふうに思っていたかと困るんではないかと思いますが、その辺はぜひともよろしく願います。

私がもうちょっと聞きたいと思いますのは、時期的にこういう春先に起こるとか異動の時期に起こるとか、何かそういう共通するような原因があるのかどうか、そういうものがわかればですね防ぐ手だても戦略的に考えていけるんじゃないかというふうに思ったりもするんですが、その辺は当事者の方にですね細かく聞かれて、原因を分析してみてもこんな時には事故が起こりやすいからあらかじめこういう注意をしておこうとか、事故が起こらないような、防ぐような手だてを先回りしてできるようなことはできないものかと。今平成11年からずっと事故の件数を列挙していただいたんですけれども、平成22年も13件、平成23年は5件やき構んということには私はならないと思うんですけれども、公用車でございますので。それから、報告3号のほうは自転車の方が相手ですが、これは多分相手方が飛び出してこられたかなんかじゃないろうかと思うんですけれどもおけがはなかったんですね、この方には。そういう人身につながったりすると本当にまた大変なことになりますので、その辺の原因の究明、傾向、防ぐ手だてがないものか。きちんと、その場その場の対応ではなくて、こういうものが1件も出ないようにしていくような気風をつくり上げていくということがとても重要ではないかと思っておりますがいかがでしょうか。

○議長（西村芳成君） 総務課長、山崎綾子君。

○総務課長（山崎綾子君） はい。お答えいたします。

本当におっしゃるとおりで数が少なくなればよいということでは決してございません。当然ゼロでなければなりませんので、5件と減少傾向にあるとはいえですね依然として事故が防げてないというのはですね大きな問題があるというふうに考えております。

おっしゃられたように、やはりちょっとその方に対するその、もちろん事前の安全教

育というのが一番大事なんですけれども、やはり議員がおっしゃられたようなどうい
う状況で事故になったかということをごすねやはりもう少し分析してみる必要があると思
います。一応事故の報告書というのは上がってまいりますのでその中では見ております
けれども、本当に今回の最後の自転車についてはごすね、おっしゃったように一旦停止
のところを自転車の方が出てこられたということではありますけれどもやはり前方不注
意ということはもう明らかでございまして、それと、けがの程度は軽い打撲で1週間
ぐらいというふうに聞いておりますが、そこはきちんと確認はしておりませんが、
1回話を聞いたときにはそのように伺っております。大きなけがでなかったことが何よ
りですけれどもこういった状況になるかわかりませんので、そこはごすねやはりもう少
し、この年度末に集中してくるといのが疲れてるといことにはなると思いうすけ
れども、けれどやはり全部今まで見たときにはもう完全なる不注意、やはり気の緩みと
いうところですから、公用車を運転するときにはやはりその気を引き締めてという
ところ尽きるかなというふうな感じはしてしておりますけれども、過去の分析と、それから
今後のこれからの対策ということについては、本当に毎年繰り返すといことになりま
すから何か方策を立てていきたいと考えております。

以上です。

○議長（西村芳成君） ほかに質疑ありませんか。

1 1 番、依光美代子君。

○1 1 番（依光美代子君） 1 1 番、依光です。1 点お尋ねをいたします。

そういう事故が起こったときに、その後すぐに緊急の通達みたいなことはしていない
んでしょうか、そういうことがあったからなお気をつけましょうと。5月16日に市長
のほうから管理職にそういう注意を喚起して全体おろすって、そういう大事なことだ
と思いうすけれど、その事故が起こってからの後の対処、ちょっと全体へのおろし方
を教えてください。

○議長（西村芳成君） 総務課長、山崎綾子君。

○総務課長（山崎綾子君） はい。お答えいたします。

確かに事故が起こったそのことをごすねすぐに職員全員が共有するという、今体制に
なっておりません。やはり担当課のほうは当然すぐに対処をしておりますけれども、そ
れがごすね即その日のうちに市長にすべての報告が上がっているかというたらそうでな
いというふうに私のほうは認識しております。やはりそこが議員のおっしゃるように1
つのその問題点でもあると思います。一たん起こったことをごすね速やかに報告をした
ときに、そこをいち早く当然市長のほうに報告を上げて職員全体が事故のことを共有し
てごすね、そこで気を引き締めていくといことは非常に大事ですので、今回非常に何
回も重なったことで市長のほうから嚴重注意が出たわけですがけれども、その嚴重注意
に至るまで本当に毎月の課長会で交通安全については本当に言っているんですけれど
も、やはりこういう事故が起きた、ここの場所でこういう事故がこういう状況で起きたとい

うことの情報の共有がですね職員の中ではなされてなかったというのが現実ですので、そこはこれからしていく必要があると思います。それをすることによってああ、この場所ではこういう事故が起きたんだなということですね、やはり職員一人一人が注意をしていくことになりますので、それは今後その体制づくりはすぐに行っていきたいと思っております。

○議長（西村芳成君） ほかに。

○議長（西村芳成君） ほかに質疑はないようですので、以上で報告に対する質疑を終わります。

お諮りします。先ほど議会運営委員会委員長から報告がありましたが、本臨時会に提案された承認第1号から同意第4号までの案件は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（西村芳成君） 異議なしと認めます。よって、本臨時会に提案された議案は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから日程第4、承認第1号、専決処分事項の承認を求めるについて、平成23年度香美市一般会計補正予算（第5号）を議題とします。

まず、執行部から提案理由の補足説明を求めます。政策企画財政課長、濱田賢二君。

○政策企画財政課長（濱田賢二君） 平成23年度一般会計補正予算（第5号）専決、承認第1号、専決処分事項の承認を求めることについて、平成23年度香美市一般会計補正予算（第5号）を説明いたします。

承認第1号、専決処分事項の承認を求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

平成24年5月21日提出、香美市長 門脇槇夫

専決処分項

平成23年度香美市一般会計補正予算（第5号）

平成23年度香美市の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億516万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ163億8,066万6,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の変更は、「第2表 繰越明許費補正」による。

平成24年3月30日専決、香美市長 門脇槇夫

今回の専決処分による予算補正は、各種交付金や市債の額が確定したことや事業費の

確定等により行ったものでございます。

なお、「歳入歳出予算補正」4ページから10ページ、それと歳入歳出補正予算事項別明細書及び歳入歳出予算の款別の補正予算の概略、これ12から38ページになりますけれども、これにつきましては細部説明書と一緒にお示しをしてありますので省略をさせていただきます。

続きまして、11ページの「第2表 繰越明許費補正」について説明をいたします。

第2表は、今回最終的に繰越額が確定した事業について、6款の農林水産業費で1件6万9,000円を追加いたしまして補正後の合計10億1,478万5,000円いたしました。

以上で説明を終わります。ご審議よろしくお願いいたします。

○議長（西村芳成君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

12番、山崎龍太郎君。

○12番（山崎龍太郎君） 12番。

まず、15ページの市税の中の法人税割が増ということで追加されておりますけれども、企業のほうが業績良好ということでありますけど、これはこの1年間、法人ですので決算期違いますけれども1年間の積み重ねで1,087万円が今回補正されるということなのか、ちょっとこの間はこの法人割の部分の補正はなかったと思いますがそういう認識でいいのか、全体的な企業の業績がよかったという部分の認識でいいのかお尋ねします。

それと、23ページの財産収入の財産売払収入、2項、市有地売払収入のところでありますけれども、4筆998万円ということで市有地の売り払いで計上されておりますけれども、それが説明に載っておりますが、この4筆についての具体的な確認をさせていただきたい。

それと、普通財産については入札や随契でというたてりがありますけれども、この件はどういう過程をたどって売り払われたのか、その点も確認いたします。

○議長（西村芳成君） 税務課長、阿部政敏君。

○税務課長（阿部政敏君） 山崎龍太郎議員のご質問にお答えいたします。

法人税の補正でございますが、これは年間を通じての増額となっております。それで、当初予算を組む折にですね昨年度の見込みに基づいて組むわけなんですけど、それは今年については企業によって経営が良好な企業もあったということで増額になっております。これは全体の事業所、企業が景気がよかったということにも限っておりません。

○議長（西村芳成君） 管財課長、岡本博臣君。

○管財課長（岡本博臣君） お答えいたします。

23ページの市有地売払収入の中身でございますが、繁藤地区にありますわかふじ団地の売却予定3筆分の減額が1,197万3,000円と、それから売払収入4筆ござい

まして、これ4筆分ですが法定外1筆、これは土佐山田町でございます。それと宅地が1筆、これも土佐山田町、それと県に2筆公衆用道路として売却を行っております。これも収入が998万円でございます。差し引きいたしましてマイナスの減額199万3,000円という内容になっております。

以上でございます。

○議長（西村芳成君） 12番、山崎龍太郎君。

○12番（山崎龍太郎君） 関連。

税のほうはわかりましたが、私が聞きたいのはその財産売払収入の998万円の部分ですけれども、法定外が1筆、宅地が1筆ということでこれは入札されたのか、随契なのか、そういうことも踏まえて答弁いただきたい。

それから、県に2筆の部分ですけれども実際この額の詳細ですわね、それがおわかりであれば。公衆用道路ということで県のほうに求められたということでありましょうが、そのところの具体的な中身をお尋ねします。

○議長（西村芳成君） 管財課長、岡本博臣君。

○管財課長（岡本博臣君） 済みません。手元にちょっと資料を持ち合わせておりませんので後でご報告いたします。

○議長（西村芳成君） ほかに質疑ありませんか。

13番、大岸眞弓君。

○13番（大岸眞弓君） 先ほどの法人税の増収で優良企業ということでご答弁がありまして説明書もそうっておりますが、市内で何カ所ぐらいの方が、全体ではないということですよ、何社ぐらいが優良かとかいうのはわかりますか、わかりませんか。

○議長（西村芳成君） 税務課長、阿部政敏君。

○税務課長（阿部政敏君） そこまでの詳細についてはちょっと把握をしております。

○議長（西村芳成君） ほかに質疑ありませんか。

5番、濱田百合子君。

○5番（濱田百合子君） 5番、濱田です。35ページでお伺いします。

1項の教育総務費の中の賃金ですけれどもふれんどる一む支援事業が155万5,000円減額になっておりまして、これは説明書のほうで見ますと雇用期間中に辞退したというふうに書いてありますが、どういった、雇用期間中ですのでどういった理由によるのかわかればお願いいたします。

○議長（西村芳成君） 教育次長兼教育振興課長、後藤博明君。

○教育次長兼教育振興課長（後藤博明君） お答えいたします。

年度途中でですね出産というかそういう事実ができましたので退職いたしました。

○議長（西村芳成君） ほかにありませんか。

11番、依光美代子君。

○ 1 1 番（依光美代子君） 1 1 番、依光です。

先ほどの関連ですけれど、その出産でやめられてその体制、平成 2 3 年度ね補正になって、その後の支援員さんの体制をちょっと聞かしてください。

それと、その後の教育関係の 1 0 款の学校管理費のほうの小学校設計の監理だとかそこは入札減ということになってるんですが、これ片地とか舟入あります。両方の、両方とも工事の減ですか、そこな辺ご説明お願いします。

○議長（西村芳成君） 教育次長兼教育振興課長、後藤博明君。

○教育次長兼教育振興課長（後藤博明君） お答えいたします。

まず、妊娠という形で出産、それにつきまして 2 人、舟入と鏡野の支援員さんがやめられましたけど、その後ですね時間的な、いうたらフルタイムじゃなくってですね時間的なもんで雇用とかそういった部分で補ってますので、実質的には賃金が余ったという形になっております。ほんで完全に補充はされておられません。

それと、学校管理費のほうですが、これはまず香長小学校、それから片地小学校の両方のものがございます。

○議長（西村芳成君） ほかにありませんか。

2 番、矢野公昭君。

○ 2 番（矢野公昭君） 2 番、矢野であります。1 点お聞きをいたします。

3 7 ページ、公債費の利子でありますけれども、これが 1, 7 9 9 万 9, 0 0 0 円の減になっております。細部のほうによりますと借入利率が見込みより低かったことによると、このようにございますけれども、この借り入れをするときの方法、どのような見込みを立てて借り入れているのか。平成 2 2 年度につきましては、この補正は組まれておられませんのでその方法についてお聞きをいたします。

○議長（西村芳成君） 政策企画財政課長、濱田賢二君。

○政策企画財政課長（濱田賢二君） 矢野議員のご質問にお答えいたします。

予算を立てるときはですね、一応前年度の金利を参考に予算組みをいたします。実際問題借りるときには、金利については見積もりをとったりとかいうことがございます。そういった意味では予算と決算とが違ってくるといふ、仕組みはそういうことをご理解をいただきたいと思っております。そういう意味で平成 2 3 年度は見積もりをとった場合に金利が低かったということで、精算的に専決処分の段階で数字を挙げさせていただいたということがございます。おわかりいただけましたでしょうか。

○議長（西村芳成君） ほかに。

1 2 番、山崎龍太郎君。

○ 1 2 番（山崎龍太郎君） 関連。

矢野議員への答弁とちょっと関連して聞きたいんですが、公債費ですわね、借金払いするのに年々、毎年毎年見積もりをとって変動金利みたいに市中、一般の銀行関係から借りることも可能ですが、それが変動していくという認識でいいわけですかね。実際こ

れがあんまりですね、これマイナスやからいいようなもののがプラスに出てくるとね、資金の見込みなんかは、支払いの見込みなんか違うてきますわね。この間、議会報告会でこれは義務的経費やいうて説明してますわね。義務的経費でありながらぼんと利息が上がるらあいうことはこちらも想定してませんわね、現実問題。だから、そこの部分の最初、毎年毎年借金払いしている部分が大きく変わるというがは我々は想定していないわけでありまして、そこの部分が今回マイナスということですが、ほかのところは余り変わらないと思うんですが、民間のところでは借りている分で払っている部分やったら一定変動もあるかもしれませんが、そこら辺の仕組みが私どもは知りたいわけですがいかがでしょうか。

○議長（西村芳成君） 政策企画財政課長、濱田賢二君。

○政策企画財政課長（濱田賢二君） お答えいたします。

縁故債を借りる場合はですね、やはり金利の低いところを追っかけるということは当然の対応の仕方だろうと思いますけども、もう1つ、その公的な債権についてもお金の借り方としては繰り上げ償還したらとかいうようなことで金利を下げているというようなことがございます。手法としては大きくその2つに分かれようかなと思いますけども、そういった意味で金利というのは変動というのは当然想定されるわけですけども、この低いほうの金利をどう探っていくかというところは、1つは財政サイドでの工夫の仕方だろうというふうに思います。結果として数字がそういうふうに出てくるというもう説明以外に仕方がないがですけども。

以上です。

○議長（西村芳成君） ほかに。

1 1 番、依光美代子君。

○1 1 番（依光美代子君） 1 1 番、依光です。

2 6 ページの総務費の5目、財産管理費の委託料、1 3 節の委託料の中の清掃委託業務が、予定していたガラスと何か、掃除をしなかったからということで減額になっているんですけどなぜそういうようになったのかということと、もう1点は、その下の受水槽も定期点検、これは定期的にするべきものではないのでしょうか。どんな基準というかあるのでしょうか。その清掃について床とじゅうたん窓でしたよね、これしなかって、余り汚れてないからと置くと1年後になるとまた汚れがひどくなってそこに経費がたくさん要るようなことになるのではないかとということをご説明をお願いします。

そして、その下の企画費、6目の企画費の中の1 9 節、負担金のところですが、補助及び交付金ですが、元気な集落づくりと地域づくり助成事業がそれぞれ使われなかったということでここで補正で戻ってきてますが、すごい残念だなんていうことを思うがです。この住民に周知をさすときに、これだけまだ余裕があったときに、やはりまだこういうことですよっていう、知らずということが必要ではないか、した上でこうなのか。

地域づくりなんかせつかくの予算の中でたった50万円しか使われてない、非常にこの事業は活用して、とてもいい事業だと思うけれどその辺どういうふうにお考えでしょうか。

○議長（西村芳成君） まちづくり推進課長、今田博明君。

○まちづくり推進課長（今田博明君） はい。依光議員のご質問にお答えいたします。

企画費の中です。負担金、補助及び交付金の中の元気な集落づくり支援事業と地域づくり振興助成事業につきましての減額につきましてお答えいたします。

この2件とも住民への周知につきましては、市の広報で2回、それとホームページ、そして昨年度につきましては香美市の補助金という冊子を全自治会長さんに配付をいたしております。また、まちづくり推進課のほうに問い合わせ等があった場合につきましては、積極的なですね活用のほうをお願いしておるところでございます。

元気な集落づくり支援事業につきましては、昨年度は18件の申請がございまして、内訳としましては香北10件、山田6件、物部2件でございます。物部の2件につきましては件数が少ないように思いますけれども、物部支所に別途にですね地域振興補助金制度がございましてその活用があるのではないかとというふうに推測するところでございます。

そして、地域づくり振興助成事業につきましては、1件の50万円ということになっておりますけど、4月に募集した時点ではですね2件の応募がございまして2件とも採択を行いました。1件につきましては、シカ肉の関係でございましたけれども途中でですね職員が退職したこと等によりまして事業の廃止の申請が来ましたので、結果的に1件の実績というふうになっております。新年度につきましてはですね既に1次募集を行ってございまして、2件の現在申請が来てございまして今月中に審査会を開く予定となっております。

住民の方にとっては非常に使い勝手のいい補助金でございますので、これからにつきましてもPR方法等十分に検討してですね活用をできるような体制をつくっていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 管財課長、岡本博臣君。

○管財課長（岡本博臣君） お答えいたします。

26ページの13節、委託料の清掃委託業務と、それから受水槽清掃委託金でございますが、これにつきましては清掃委託業務につきましては、新庁舎の関係でございましてガラス、それからカーペットなど特殊な清掃も予定をしておりましたが、考えていたほど汚れがありませんでしたのでその必要性がなかったため日常清掃業務のみ実施しましたので今回減額をしております。

それと、受水槽清掃委託費でございますが、これにつきましては工事完成後1年間の保証期間中がございましたので、保守契約の必要性がなかったため減額をしております。

○議長（西村芳成君） ほかに。

11番、依光美代子君。

○11番（依光美代子君） 11番、依光です。済みません。関連で少しご説明、お尋ねします。

その元気な集落づくり支援事業の補助金の冊子を自治会長さんに行政連絡会でも渡しましたよね、すごくあれいいことで、行政連絡会に欠席している方にも後配付みたいな形でやっておられますか。

○議長（西村芳成君） まちづくり推進課長、今田博明君。

○まちづくり推進課長（今田博明君） お答えいたします。

行政連絡会を欠席されておりました自治会長さんにつきましては、行政連絡会で配付した資料等も含めましてですね送付をさせていただいております。

○議長（西村芳成君） ほかに質疑ありませんか。

17番、石川彰宏君。

○17番（石川彰宏君） はい。17番、石川です。

23ページの立木売払収入についてでございますが、これは香北町谷相の分収林ということですが、この契約は高知県林業公社でしょうか、それとも森林開発公団との契約の分でしょうか。それに対する収益の率です。分収率は、分収率って分け方はどのようにしておられるでしょうか。

○議長（西村芳成君） 管財課長、岡本博臣君。

○管財課長（岡本博臣君） お答えいたします。

23ページの立木売払収入の件でございますが、場所は今議員も申し上げましたように香北町谷相山分収林の造林木販売に係る収益、分収金でございます。中身につきましては、独立行政法人森林総合研究所が40%、そして香美市が50%、高知県森林整備公社が10%というふうになっております。

以上でございます。

○議長（西村芳成君） ほかに。

○議長（西村芳成君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

○議長（西村芳成君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから承認第1号を採決をいたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（西村芳成君） はい。ありがとうございます。全員賛成であります。よって、承認第1号は、原案のとおり承認されました。

次に、日程第5、承認第2号、専決処分事項の承認を求めることについて、平成23年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

まず、執行部から提案理由の補足説明を求めます。上下水道課長、岡本博章君。

○上下水道課長（岡本博章君） 承認第2号、専決処分事項の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

平成24年5月21日提出、香美市長 門脇槇夫

専決処分事項

平成23年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）

平成23年度香美市の簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億5,000万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億3,878万6,000円とする。

第2条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成24年3月30日専決、香美市長 門脇槇夫

説明内容につきましては議案細部説明の内容のとおりです。よろしくお願ひします。

○議長（西村芳成君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

3番、山崎眞幹君。

○3番（山崎眞幹君） はい。3番。

9ページです。五王堂の簡水の取水に関してですけど、これ12月で1,000万円の補正をかけましてですね、600万円の減ということで実質400万円ということになると思うんですが、うまく言えませんがこれ大丈夫なのかなというような気がするわけです。入札減とかいろんなことがあると思いますけども、そこら辺担当課としてはどのような見解をお持ちでしょうか。

○議長（西村芳成君） 上下水道課長、岡本博章君。

○上下水道課長（岡本博章君） 山崎議員の質問にお答えします。

当初計画していた取水堰の位置を上流側に設置することで土砂等から施設を保護するコンクリート擁壁等の構造物を縮小し完成することが可能となったため600万円を減額いたしました。

以上です。

○議長（西村芳成君） ほかに。

3番、山崎眞幹君。

○3番（山崎眞幹君） ということは大丈夫であると、はい。安心しました。

それと下の件ですけども、神母ノ木のいわゆる布設替えの件と平山の件もですね、こ

れも入札減ということであろうと思いますけども、随分やっぱり減額が大きいのでですねこれも担当課の見解をお伺いしたいと思います。

○議長（西村芳成君） 上下水道課長、岡本博章君。

○上下水道課長（岡本博章君） お答えします。

山田堰簡水神母ノ木地区配水管布設替工事設計委託につきましては、下水道事業を実施する予定年度、平成26年度以降に合わせてやることによって、同時施工することによって経済的、かつ、効率的であると判断しましたので減額いたしました。

また、平山地区の簡易水道施設整備設計につきましては、水源及び配水池の場所を決定するのに不測の日数を要し年度内の完成が困難となったため減額補正を行っております。

以上です。

○議長（西村芳成君） ほかに。

○議長（西村芳成君） 質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

○議長（西村芳成君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから承認第2号を採決をいたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（西村芳成君） はい。ありがとうございました。全員賛成であります。よって、承認第2号は、原案のとおり承認されました。

次に、日程第6、承認第3号、専決処分事項の承認を求めることについて、平成23年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

まず、執行部から提案理由の補足説明を求めます。上下水道課長、岡本博章君。

○上下水道課長（岡本博章君） 承認第3号、専決処分事項の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

平成24年5月21日提出、香美市長 門脇楨夫

専決処分事項

平成23年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）

平成23年度香美市の公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ393万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億1,144万1,000円とする。

第2条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳

入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成24年3月30日専決、香美市長 門脇槇夫

説明内容は議案細部説明のとおりです。よろしく申し上げます。

○議長（西村芳成君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

3番、山崎眞幹君。

○3番（山崎眞幹君） 9ページですかね、9ページとそれから細部説明のですね使用料及び手数料の件に関してですけど、受益者分の負担金、分担金が増額になってるということは、それだけ新しく取りつけた人がふえたというふうに読めるわけで、それによって使用料が761万4,000円ぐらいの追加になったと。水洗化率の向上になったとなっておりますけども、これ新しく受益者として利用するのにこれ分担金が幾らということと、それから、以前に山田、その下水道の区域をこう分けてどの地域が大体何%、どの地域が何%ぐらいっていうふうに説明も受けてたんですけども、どこらあたりが水洗化率が向上したのかについておわかりのようでしたら答弁いただきたいと思います。

○議長（西村芳成君） 上下水道課長、岡本博章君。

○上下水道課長（岡本博章君） どの地区が水洗化率が上がったということは、ちょっと資料を今持ってないので後からご報告いたします。ただ、平成23年度につきましては、94件の手続がありまして人数に直しますと225名の方の水洗化人口がふえております。

以上です。

○議長（西村芳成君） ほかに質疑ありませんか。

○議長（西村芳成君） 質疑ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

○議長（西村芳成君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから承認第3号を採決をいたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（西村芳成君） はい。ありがとうございました。全員賛成であります。よって、承認第3号は、原案のとおり承認されました。

日程第7、承認第4号、専決処分事項の承認を求めることについて、平成23年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

まず、執行部から提案理由の補足説明を求めます。上下水道課長、岡本博章君。

○上下水道課長（岡本博章君） 承認第4号、専決処分事項の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり

専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

平成24年5月21日提出、香美市長 門脇槇夫

専決処分事項

平成23年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）

平成23年度香美市の特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ529万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億9,358万3,000円とする。

第2条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成24年3月30日専決、香美市長 門脇槇夫

説明内容は議案細部説明のとおりでございます。お願いします。

○議長（西村芳成君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

3番、山崎眞幹君。

○3番（山崎眞幹君） 済みません。先ほどのですねちょっと質疑が間違っていました、ここのところ、この8ページの話をつい先走って先ほどしてしまいました、申しわけございませんでした。26万円という話がここで出てきます。だから最初の質問のところは誤りでございましたので訂正をしたいと思います。

ここでちょっとお聞きするわけですが、受益者分担金が現年分が26万円増となっておりますと、今年度で何名の新しく接続した者ができてという話をまたお聞かせいただければと思います。

○議長（西村芳成君） 上下水道課長、岡本博章君。

○上下水道課長（岡本博章君） お答えします。

平成23年度につきましては、30件で59人の接続です。

以上です。

○議長（西村芳成君） ほかに質疑ありませんか。

12番、山崎龍太郎君。

○12番（山崎龍太郎君） お尋ねします。

8ページですが、今受益者分担金1戸当たり13万円ですわね。補正前の額は260万円です、ということは20件ですわね。ほんで26万円組んだということは2件ということじゃないですか、確認ですが。

○議長（西村芳成君） 上下水道課長、岡本博章君。

○上下水道課長（岡本博章君） その8名につきましては、平成22年度に年度がわりのときにですね、平成22年度のときに8名を決算として上げております。それで、

工事したのは、接続したということで平成23年度で接続したのは何名かと、何件かということです。

以上です。

○議長（西村芳成君） 12番、山崎龍太郎君。

○12番（山崎龍太郎君） こちらの公共下水道と若干仕組みが違っていてこの分担金制度でやってるわけですから、現実その供用開始になってですわね毎年のペースは大体こう30件ペースという認識でよろしいでしょうか、お尋ねします。

○議長（西村芳成君） 上下水道課長、岡本博章君。

○上下水道課長（岡本博章君） 議員のおっしゃるとおり大体30前後が推移されております。

○議長（西村芳成君） ほかに。

15番、竹平豊久君。

○15番（竹平豊久君） 15番です。関連でお聞きします。

この件につきまして30件で59名ということで非常に接続率は結構なことです。これの管につきましてはですね以前から接続率が課題になっておりました。そういったことで平成23年はほとんどこれで確定的になってだろうと思うんですが、この結果ですねその接続率は何%になったのかと、それから、平成24年に向けてのそういった接続率の向上のための方策といったことをあわせてお伺いします。

○議長（西村芳成君） 上下水道課長、岡本博章君。

○上下水道課長（岡本博章君） 接続率というよりうちのほうの統計上は水洗化率という形であらわしておりまして、平成24年4月1日現在につきましては、特環下水道につきましては63.2%です。それから、今後の接続につきましては、広報等、それから手紙による通知によりまして接続してくださいというお願いの手紙を年2回ぐらい発送したいと思っております。

○議長（西村芳成君） ほかに。

○議長（西村芳成君） 質疑ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

○議長（西村芳成君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから承認第4号を採決をいたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（西村芳成君） はい。ありがとうございました。全員賛成であります。よって、承認第4号は、原案のとおり承認されました。

日程第8、承認第5号、専決処分事項の承認を求めることについて、平成23年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第4号）を議題とします。

まず、執行部から提案理由の補足説明を求めます。市民保険課長、山崎泰広君。

○市民保険課長（山崎泰広君） 承認第5号、専決処分事項の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

平成24年5月21日提出、香美市長 門脇槇夫

専決処分事項

平成23年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第4号）

平成23年度香美市の国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3億1,999万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ39億610万3,000円とする。

第2条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成24年3月30日専決、香美市長 門脇槇夫

説明につきましては議案細部説明書のとおりですのでよろしくお願いいたします。

○議長（西村芳成君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

13番、大岸眞弓君。

○13番（大岸眞弓君） 1点だけお聞きします。

承認5-9ページですが、繰入金のところでは一般会計からの繰入金、一般会計のところでは聞いてもよかったわけですが出産育児一時金の繰入金、これ見込みが多かったけれどもそれほど出産がなくてという、こういう減額だと思うんですが、私の記憶では途中たくさん年度の途中で大きな額を補正した記憶があるんですが、この調子でいったらふえるかもしれないと思って予算積み上げたものをそうでもなかったということだと思うんですが、母子手帳の交付がありますよね、妊娠がわかったときに。それで、大体その母子手帳の交付数などによって大体その出産育児一時金っていうのは想定数見込みが立つんじゃないかなというふうに思うんですが、大変大きな額の補正を途中で希望的にということかもしれませんけれど組んだということについてと、それからこの結果についてどんなふうに来年度の予算に向けてどうしていこうかというふうにお感じになることがあればお聞かせください。

○議長（西村芳成君） 市民保険課長、山崎泰広君。

○市民保険課長（山崎泰広君） 大岸議員の質問にお答えをいたします。

減額の理由、その経過につきましては、大岸議員の見込みのとおりでございます。年度途中までです、最初のころは増加傾向にあったと、ほんで当然予算が足りないというところで補正予算をしたところがそうでもなかったということになっております。

それから母子手帳から把握をすることが可能ではないかということですが、なかなか母子手帳の交付時期とそれを押さえていくっていうのはなかなか困難なところもありますが、またその辺ができるようであればですねまた検討してみたいというふうに思います。

以上です。

○議長（西村芳成君） 13番、大岸眞弓君。

○13番（大岸眞弓君） せっかくのいい制度がですねこんなふうに余るのはちょっともったいないような気がしまして、同時にまた、その出生率の向上に向けて国保のほうでもねできることがあれば政策に生かしていただけたらと思うんです。

以上で終わります。結構ですよ、答弁。

○議長（西村芳成君） ほかに質疑ありませんか。

3番、山崎眞幹君。

○3番（山崎眞幹君） 母子手帳の交付ということかもしれません、お話を聞いててあれでしたけど、この出産育児一時金というのをですねホームページでちょっと検索したんですよね、どこにあるやろうと思って、そしたら何かどこにもないような感じで、その下の、下のというか葬祭諸費ですよね、これについてもどこから行ってもどうもそこに行き着かないというふうな現実があるわけで、住民サービスという意味ではねこういうことも、やはり例えば母子手帳の配付のときに一時金ありますよとかいうご案内はできるとしても、どこか見えるところにきちっとそういうものは置くべきではないかというふうにこう調べながら感じたわけですけどもその点について。いや、僕もしかしたらよう見つけざったかもしれんので、それが掲載されてるのかどうかということも含めてお答えいただきたいと思います。

○議長（西村芳成君） 市民保険課長、山崎泰広君。

○市民保険課長（山崎泰広君） 山崎眞幹議員のご質問にお答えをいたします。

確かにホームページのほうの掲載はできていないと思います。ただ、この対象者というのが国保の被保険者に限るところで掲載のほうがどうなのかということもありますが、今後ですねホームページにつきましては充実をさしていかなければならないということもありますので、そういったこともまた研究してみたいと思います。

以上です。

○議長（西村芳成君） ほかに。

3番、山崎眞幹君。

○3番（山崎眞幹君） そういうことであるならばより国保に加入していただくということも含めて、一つの国保に加入するとこういうこともありますよということを皆さんにお知らせすることにもなると思います。こっから幾つかその承認があつてそれほとんど減額ということは、そこも見解伺いたいんですけども、これやっぱり人が減ってるので減額になっているのか、全体的にね、ちょっとそこら辺も気になったんでお答えい

ただければと思います。

○議長（西村芳成君） 市民保険課長、山崎泰広君。

○市民保険課長（山崎泰広君） 山崎眞幹議員のご質問にお答えいたします。

全体の減額の理由といたしましては、お見込みのとおり人が減っておるという部分にあります。ただ、国保については、先ほどの出産一時金であるとか葬祭費とかいう分につきましてはですね一定その前年度の実績に勘案して予算を立てると、ほんで経過の中で数字がふえてくればですね補正予算で対応するという方式をとっております。

以上です。

○議長（西村芳成君） ほかに質疑はありませんか。

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

○議長（西村芳成君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから承認第5号を採決をいたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（西村芳成君） はい。ありがとうございました。全員賛成であります。よって、承認第5号は、原案のとおり承認されました。

日程第9、承認第6号、専決処分事項の承認を求めることについて、平成23年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第3号）を議題とします。

まず、執行部から提案理由の補足説明を求めます。健康介護支援課長、几内一秀君。

○健康介護支援課長（几内一秀君） 承認第6号、専決処分事項の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

平成24年5月21日提出、香美市長 門脇槇夫

専決処分事項

平成23年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第3号）

平成23年度香美市の介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ6,301万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ29億794万7,000円とする。

第2条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成24年3月30日専決、香美市長 門脇槇夫

内容につきましては別冊の細部説明書をもって説明にかえさせていただきます。よろ

しく願います。

○議長（西村芳成君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

11番、依光美代子君。

○11番（依光美代子君） 11番、依光です。

14ページの1款、総務費の12節、役務費、主治医の意見書が今回見込みより少なかったため減額ということですが、当初の見込みがどれぐらいで今回この減額で何件であったかということと、それと、細部説明書の中に、の13ページにもあるんですが、4款の説明の中で、ページでしたら19ページのことですが、「通所事業参加希望者に対し健診を受けてから参加してもらう予定であったが、主治医の意見をもらうことによって参加を可能としたため健診委託費を87万円減額するものです」っていう、この「通所事業参加希望者に対し」って、ここのところがちょっとわかりませんのでご説明をお願いいたします。

○議長（西村芳成君） 健康介護支援課長、几内一秀君。

○健康介護支援課長（几内一秀君） はい。1点目の主治医意見書の減額ですが、これ訪問調査員さんが認定にかかります、調査で訪問して状況を伺いながら主治医さんの意見書ももらうわけですが、当初見込みより少なかったということですが、当初の見込みをちょっとよう自分のほう把握しておりませんが予定したより人数的に少なかったということですが、

それから、2点目の通所事業参加希望者に対しての健診を受けてからの参加してもらうことであったかということですが、これにつきましては地域支援事業の中で通所事業等を行っております。特定高齢者、介護が必要になるだろうというような方につきまして通所事業等希望して参加をいただいておりますが、そちらにつきましては日ごろの状態等の把握もありますので健診を受けていただいてから参加をしてもらう予定としておりますが、今年からかかりつけのお医者さんがおいでますので、その方につきましては現在かかっておられるお医者さんの意見をもらうことによって体の状態を把握して参加をすることを可能としたためにその委託費が減額となっております。

以上です。

○議長（西村芳成君） ほかに。

6番、山崎晃子君。

○6番（山崎晃子君） はい。6番、山崎です。

15ページですけれども、6-15ページのその保険給付費、これは説明によりますと給付の実績に合わせて減額ということですが、特に施設介護サービス給付費の減額が大きいわけですが、これは見込みよりも少なかったということですが、この減額、これかなり施設をね入所希望されてる、待ってる方もおいでということですが、この減額についてはどういうふうに分析をされておられるでしょうか。

○議長（西村芳成君） 健康介護支援課長、九内一秀君。

○健康介護支援課長（九内一秀君） はい。施設介護サービス給付費の減額ですが、2,700万円強の減額となっております。全般的に介護サービス等の経費につきましては、経費的に不足をしてもいけませんのでやはり当初に見積もりを立てて行っております。その中でやはり全般的に減額となっておりますところですが、こちらにつきましては施設に限りませずやはり予算が全般的に実績より多かったということにして、施設介護につきましても特に利用が減っておるというわけではございません。やはり施設につきましては、ほぼ満床の状態が続いておりますし、香美市の人につきましても入所待ちの方もおいでますので、特にこれが減ったからといって利用が減ったということではないということです。

以上です。

○議長（西村芳成君） ほかに。

13番、大岸眞弓君。

○13番（大岸眞弓君） 先ほどのその施設介護サービス給付費ですが、利用者が減ったということではなくって、最初は不足してもいけないのでこれぐらいの予算を組んだけれども全般的に減額になっておるということは、ほぼ満床で推移してて、満床といいますかいっぱい推移しててということは、かなり希望者の中で受けることができないで待っておられる方がおられるというふうなことですか。

○議長（西村芳成君） 健康介護支援課長、九内一秀君。

○健康介護支援課長（九内一秀君） はい。施設介護サービスにつきましては、特別養護老人ホーム等におきましてはやはり入所待ちが続いております。入所待ちにつきましては、香美市の方だけでなく施設にもよって入所の方がそれぞれ申し込んでおりますので、入所待ちの方がどこの市町村によるかにもよって変わってくると思います。そんな中で香美市の方も入所待ちの方もおいでますが、順次施設ごとの優先順位によりまして入所していくわけでございますので、なかなか具体的に把握というところはちょっと困難というふうに考えております。

以上です。

○議長（西村芳成君） ほかに。

12番、山崎龍太郎君。

○12番（山崎龍太郎君） 関連です。

この財源内訳について伺いますけれども、国、県の支出金はマイナス、その他がマイナスで一般財源だけプラスということですね。ほかの項目がすべてマイナスであったら一般財源もマイナスということですが、この仕組みですね、率の、補助率の。普通は減額になるときは一般財源の持ち出しも少なくなるというのが基本的な部分であると思うんですが、この部分だけは国県支出金、その他の財源はマイナスでありながら一般財源は持ち出さねばならないというこの仕組みについてお尋ねします。

○議長（西村芳成君） 健康介護支援課長、凡内一秀君。

○健康介護支援課長（凡内一秀君） はい。議員がおっしゃられますようにそれぞれ国、県並びにまた2号保険料、また1号保険料、そして市町村の負担ということで率が決まって負担しておるわけでございますが、ここにつきまして今回施設サービスにつきまして一般財源がふえてほか減というふうになっております。済みません。これについてちょっとよう把握しておりませんので、ちょっと担当のほうに聞きましてまたご連絡させていただきたいというように思います。

○議長（西村芳成君） ほかにありませんか。

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

○議長（西村芳成君） 討論なしと認めます。これで討論終わります。

これから承認第6号を採決をいたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（西村芳成君） はい。ありがとうございました。全員賛成であります。よって、承認第6号は、原案のとおり承認されました。

暫時休憩をします。

（午前11時00分 休憩）

（午前11時11分 再開）

○議長（西村芳成君） 休憩前に引き続き会議を行います。

日程第10、承認第7号、専決処分事項の承認を求めることについて、香美市税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

まず、執行部から提案理由の補足説明を求めます。税務課長、阿部政敏君。

○税務課長（阿部政敏君） 承認第7号、専決処分事項の承認を求めることについて地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

平成24年5月21日提出、香美市長 門脇槿夫

専決処分事項

香美市の税条例の一部を改正する条例の制定について

地方自治法（後に「地方税法」と訂正あり）及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律の施行に伴い、地上自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決する。

平成24年3月31日専決、香美市長 門脇槿夫

香美市税条例の一部を改正する条例、以下につきましては割愛し、議案細部説明書と条例の一部改正における新旧対照表にかえさせていただきます。

以上です。

○議長（西村芳成君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

今の説明でちょっと訂正があるようですので阿部課長より訂正いたします。税務課長、阿部政敏君。

○税務課長（阿部政敏君） 済みません。読み間違えがありましたので訂正させていただきます。専決処分事項の下に香美市税条例の一部を改正する条例の制定についての次ですが、「地方税法」と記載しておりますがここを「地方自治法」と読み間違えたようでございますので「地方税法」に訂正させていただきます。

以上です。

○議長（西村芳成君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

12番、山崎龍太郎君。

○12番（山崎龍太郎君） お尋ねします。

細部説明のほうに下から、14ページの下から5行目、「当該宅地等調整税額が当該宅地用地の価格に10分の9を乗じた額を課税標準額とした場合の税額を越える場合は、当該税額とする。（ア）、（イ）にかかわらず、住宅用地のうち負担水準が0.9以上の土地に係る固定資産税は前年度の額とする」ということになってますけれども、実際問題ちょっと私どもにも相談もあったですけれども、0.9に負担水準がなるということで今まで30万円の部分で課税されなかった方々が課税されてしまったという例もお聞きしますが、そういう傾向は何件ぐらい発生しているのか。また、そういう相談例が幾つかあってるのか、その点をまずお尋ねします。

○議長（西村芳成君） 税務課長、阿部政敏君。

○税務課長（阿部政敏君） はい。土地の免税点は課税標準額が30万円になっております。30万円を超しますと課税されるという仕組みになっておりますが、今回の評価替えにおきまして30万円を超して新たに課税されたという件数はですね、全部詳細に話つかんでおりませんが何件か問い合わせがあったようでございます。それと、これは負担調整をしていく仕組みになっておりますので毎年税が多少、若干評価額が下がっておるのに上がるというようなことも発生はするようになっております。

○議長（西村芳成君） ほかに。

12番、山崎龍太郎君。

○12番（山崎龍太郎君） 課長がいみじくも言ってくれましたけど、評価は下がってるけど税は上がる、また今までかかってなかった人が4,000円とか5,000円とかかかってくると、土地の部分に対してね。そういうことがあります、実際のところ何件か問い合わせはあったということですがそこでトラブル的なことはなかったのか。ただ説明の上、納得いただいたという理解でいいのかお尋ねします。

それから、もう1点ですが、この14ページの上書いてますこの「③の特例民法法

人から移行した一定の一般社団又は一般財団法人が、平成20年12月1日以前から設置している図書館云々」と書いてますけど、これの非課税とする措置を追加となっておりますがこういう事例は本市にはあるのか、その点もお尋ねします、あわせて。

○議長（西村芳成君） 税務課長、阿部政敏君。

○税務課長（阿部政敏君） 課税、免税点を超して課税になったという件数で問い合わせもありましたが、それは担当のほうで仕組みを説明させていただいて、いろいろそれに基づいていろいろ納得ができない云々というような案件は今のところ発生をしておりません。

それと、非課税施設ですが、これは香美市の中には該当する施設はないようにとらえております。

○議長（西村芳成君） ほかに質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

○議長（西村芳成君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから承認第7号を採決をいたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（西村芳成君） はい。どうもありがとうございました。全員賛成であります。

よって、承認第7号は、原案のとおり承認されました。

日程第11、承認第8号、専決処分事項の承認を求めることについて、香美市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

まず、執行部から提案理由の補足説明を求めます。市民保険課長、山崎泰広君。

○市民保険課長（山崎泰広君） 承認第8号、専決処分事項の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めます。

平成24年5月21日提出、香美市長 門脇槇夫

専決処分事項

香美市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

地方税法の一部を改正する法律（平成23年法律第120号）の施行に伴い、地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成24年3月31日専決、香美市長 門脇槇夫

条例の案文につきましては省略をさせていただきます。また、内容につきましては細部説明書のとおりですのでよろしくお願いたします。

○議長（西村芳成君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑は

ありませんか。

13番、大岸眞弓君。

○13番（大岸眞弓君） 1点だけお聞きをしたいですが、これ細部説明書を読ませていただいてどういうふうに解釈したらいいかと思ひまして、この条例が、国民健康保険の被保険者の方が例えば東日本大震災で住居を失って新たな居住地で住居を得ようとした場合、その土地、建てる敷地を譲渡する期間が3年から7年になったというふうな解釈ですか。それはまた香美市においても同じことだと、譲渡というのは7年間は無償でということですか、その敷地費用などもとらないと、こういう解釈でしょうか。

○議長（西村芳成君） 市民保険課長、山崎泰広君。

○市民保険課長（山崎泰広君） はい。大岸議員のご質問にお答えします。

基本的にはそういった読み方になります。この読み方でございますが、この附則第4項というのが、国民健康保険税条例の附則第4項は長期譲渡所得にかかる国民健康保険税の課税の特例というところまでして、これについてですね読みかえるということになります。ほんで、被災住宅等の敷地に係る譲渡所得について、その敷地の譲渡期限を7年、現行の3年から7年に延長して譲渡所得の課税の特例等を適用するといったところでございます。香美市においても対象者がおりましたらですねこれにかかるというところなんです。ちなみに現在のところ香美市に対象者はおりません。

以上です。

○議長（西村芳成君） ほかに質疑ありませんか。

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

○議長（西村芳成君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから承認第8号を採決をいたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（西村芳成君） はい。ありがとうございます。全員賛成であります。よって、承認第8号は、原案のとおり承認されました。

日程第12、承認第9号、専決処分事項の承認を求めることについて、香美市体育施設条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

まず、執行部から提案理由の補足説明を求めます。生涯学習振興課長、田島基宏君。

○生涯学習振興課長（田島基宏君） 承認第9号、専決処分事項の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

平成24年5月21日提出、香美市長 門脇樞夫

専決処分事項

香美市体育施設条例の一部を改正する条例の制定について

平成24年3月26日専決、香美市長 門脇槇夫

改正する内容でございますが、2ページをおあけいただきたいと思っております。上から3段目に「香美市香北武道館」という段がございますが、これが重複していることがございましたので1つを削除して今回表を整備し新たに条例を適正に改正するものでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（西村芳成君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

○議長（西村芳成君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから承認第9号を採決をいたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（西村芳成君） はい。ありがとうございました。全員賛成であります。よって、承認第9号は、原案のとおり承認されました。

日程第13、議案第56号、香美市土地開発公社の事業の総合調整及び助成に関する条例を廃止する条例の制定についてを議題とします。

まず、執行部から提案理由の説明を求めます。管財課長、岡本博臣君。

○管財課長（岡本博臣君） 議案第56号、香美市土地開発公社の事業の総合調整及び助成に関する条例を廃止する条例の制定について

平成24年5月21日提出、香美市長 門脇槇夫

香美市土地開発公社の事業の総合調整及び助成に関する条例を廃止する条例

香美市土地開発公社の事業の総合調整及び助成に関する条例（平成18年香美市条例第220号）は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

以上。

○議長（西村芳成君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

○議長（西村芳成君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第56号を採決をいたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（西村芳成君） はい。ありがとうございました。全員賛成であります。よって、議案第56号は、原案のとおり可決されました。

日程第14、議案第57号、香美市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

まず、執行部から提案理由の説明を求めます。総務課長、山崎綾子君。

○総務課長（山崎綾子君） 議案第57号、香美市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

平成24年5月21日提出、香美市長 門脇樞夫
補足説明を申し上げます。

今回削除する第16条第3項は今年の3月議会で特殊勤務手当と管理職手当との併給をしないとして追加したばかりですが、今回の改正に伴い内容を精査したところ管理職手当とは併給をしていない時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当について条例上の定めがなされていないことがわかりましたのでこの項を削除し、特殊勤務手当等に関する規定の適用除外の内容を定めた第23条の2を追加することとしたものです。

そして、香美市職員の給与を高知県人事委員会勧告に準拠したものに改正することとした理由ですが、地方公務員の給与改定に関する取り扱いについては、毎年閣議決定された内容が総務省通知として出されているところです。昨年の通知でも地方公務員の給与改定に当たっては、地方公務員法に定める給与決定の諸原則、人事委員会の給与に関する報告等を踏まえ適切に対処すべきであるとされています。また、人事委員会を置いていない市町村については、都道府県人事委員会における公務員給与の調査結果等も参考に地域の民間給与を反映させた適切な改定を行うことが重要であるとされているところです。香美市におきましても高知県人事委員会の職員の給与等に関する報告及び勧告を注視してきた中で、昨年の報告にあるように国家公務員の給与制度が平成18年度からの給与構造改革により大きく変容してきており、国家公務員との制度上に違いも生じていることから国家公務員と県職員とでは民間給与との比較結果が必ずしも一致しない状況も出てきているとしております。そこで、平成23年度の報告においては、県職員の給与については制度は国に準拠することを基本とした上で、その水準については単に国家公務員に準拠するのではなく地域の民間給与との均衡を図ることを念頭に置いて処置すべきであるとして、月例給、ボーナスともに改定の必要なしとの報告になっているところです。民間給与との比較についても人事委員会は、県内102事業所、4,152人の給与の実地調査をし、ラスパイレス方式で精密に比較を行っております。

以上のことから香美市としては、地域の実情を踏まえた高知県人事委員会の職員の給与等に関する報告及び勧告をよりどころとして職員の給与改定を行うことが適切であると考え、今回の条例改正の提案となったものです。よろしくお願いいたします。

○議長（西村芳成君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

12番、山崎龍太郎君。

○12番（山崎龍太郎君） 12番。

総務課長、丁寧に説明していただいたんですが、その文言から300円上がったということですね、一律。この意味合いが先ほどの説明の中から見取れないんですけども、実際県は国に準拠していくこと、ほんで我々自治体はその報告と勧告に沿う方向でと、そこがまず300円なのかと。

それから、もう1つは、その勤勉手当が100分の0.5ですかね、0.25か、0.5か、100分の2.5下がるわけですかね。要はその部分で言うと実際職員の給与の部分でどうなっていくのかね、それも知りたいわけでありましてその点を、300円上がる部分と実際その100分の2.5下がる部分、勤勉手当がね、そこら辺についても補足の説明をいただきたいんですが。

○議長（西村芳成君） 総務課長、山崎綾子君。

○総務課長（山崎綾子君） はい。質問にお答えします。

高知県が国に準拠するということはですね、給与の制度、大きな制度についてはその国の考え方を準拠するということでありまして、その中で地域性を踏まえた形をとるということで、その形が給与にして1つ300円アップということなんです。

そして、細部説明にも挙げてありますけれども、その結局給料表が本市の現在の国準拠の給料表から高知県に準拠した給料表のほうに改定を行いますのでそこが月額300円の増ということになりますけれども、一方、勤勉手当の支給率が100分の67.5から100分の65ということで下がってきますので、そこで全体的な影響額としましては、今年4月1日の職員の給料をベースに計算したときに年間ベースですと290万1,000円余りが減額というふうになります。全部お答えになりましたでしょうか。

○議長（西村芳成君） 12番、山崎龍太郎君。

○12番（山崎龍太郎君） 12番。

実際一律300円上がるということですね、勤勉手当の部分で言うと100分の2.5下がるということで、基本給が少ない方は実際その影響はあんまり受けないと、ほんでお歴々はなかなか大きな影響を受けるというふうな認識でよろしいのか、その点を確認します。

○議長（西村芳成君） 総務課長、山崎綾子君。

○総務課長（山崎綾子君） はい。そうですね、どうしても給料月額が大きくなってきますとその勤勉手当のほうの率のほうの影響が大きいので、全体としてはそういう形になると思います。

○議長（西村芳成君） ほかにありませんか。

「進行」という声あり

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

○議長（西村芳成君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第57号を採決をいたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（西村芳成君） はい。ありがとうございました。全員賛成であります。よって、議案第57号は、原案のとおり可決されました。

お諮りします。日程第15、同意第2号、香美市固定資産評価審査委員会委員の選任に伴い議会の同意を求めることについてから日程第17、同意第4号、香美市固定資産評価審査委員会委員の選任に伴い議会の同意を求めることについてまでの案件は人事案件であります。香美市議会運営申し合わせ事項第6項第2号の規定により質疑、討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（西村芳成君） 異議なしと認めます。よって、同意第2号から同意第4号までは、質疑、討論を省略することに決定いたしました。

日程第10号、同意第2号、香美市固定資産評価審査委員会委員の選任に伴い議会の同意を求めることについてを議題とします。

まず、執行部から提案理由の説明を求めます。総務課長、山崎綾子君。

○総務課長（山崎綾子君） 同意第2号、香美市固定資産評価審査委員会委員の選任に伴い議会の同意を求めることについて

下記の者を香美市固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所 香美市土佐山田町佐野693番地

氏 名 前 田 巧

生年月日 昭和22年6月13日

平成24年5月21日提出、香美市長 門脇楨夫

お手元に資料をお配りしてありますのでよろしくお願いいたします。

○議長（西村芳成君） 説明が終わりました。

これから同意第2号を採決をいたします。

本案を原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（西村芳成君） はい。ありがとうございました。全員賛成であります。よって、同意第2号は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

日程第16号、同意第3号、香美市固定資産評価審査委員会委員の選任に伴い議会の

同意を求めることについてを議題とします。

まず、執行部から提案理由の説明を求めます。総務課長、山崎綾子君。

○総務課長（山崎綾子君） 同意第3号、香美市固定資産評価審査委員会委員の選任に伴い議会の同意を求めることについて

下記の者を香美市固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所 高知市升形9番10号

氏 名 松 村 幸 生

生年月日 昭和28年11月25日

平成24年5月21日提出、香美市長 門脇槇夫

参考資料のほうよろしく願います。

○議長（西村芳成君） 説明が終わりました。

これから同意第3号を採決をいたします。

本案を原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（西村芳成君） はい。ありがとうございました。全員賛成であります。よって、同意第3号は、原案のとおり同意することに決定しました。

日程第17号、同意第4号、香美市固定資産評価審査委員会委員の選任に伴い議会の同意を求めることについてを議題とします。

まず、提出者の提案理由の説明を求めます。総務課長、山崎綾子君。

○総務課長（山崎綾子君） 同意第4号、香美市固定資産評価審査委員会委員の選任に伴い議会の同意を求めることについて

下記の者を香美市固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所 香美市土佐山田町山田1654番地

氏 名 鈴 江 章 宏

生年月日 昭和48年11月11日

平成24年5月21日提出、香美市長 門脇槇夫

お手元の資料をご参照ください。

○議長（西村芳成君） 説明が終わりました。

これから同意第4号を採決をいたします。

本案を原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（西村芳成君） はい。ありがとうございました。全員賛成であります。よっ

て、同意第4号は、原案のとおり同意することに決定をいたしました。

以上で今議会に付された議案はすべて議了し、全日程を終了しました。

ここで去る4月24日、徳島市で開催されました四国市議会議長会定期総会において4名の方が表彰されました。従前はこの受賞された方々に対して6月議会開会初日の議案審議終了後に表彰状の伝達を行ってまいりましたが、今回は受賞された方の報告のみにさせていただきたいと思っております。

それでは、四国市議会議長会定期総会において受賞された方の報告を願います。議会事務局長、小松美公君。

○議会事務局長（小松美公君） 四国市議会議長会定期総会において受賞された方々をご報告します。

四国市議会議長会特別表彰、12年以上議員として20番、山本芳男議員が受賞されました。また、一般表彰、3年以上正副議長として22番、西村芳成議員が、同じく一般表彰、8年以上議員として15番、竹平豊久議員と21番、小松紀夫議員が受賞されましたのでご報告いたします。

以上です。

（拍手）

○議長（西村芳成君） はい。どうもありがとうございました。

以上で四国市議会議長会表彰の報告を終わります。

閉会に当たり一言ごあいさつを申し上げます。

本日開会されました平成24年第2回香美市議会臨時会はこれで閉会をいたしますが、議員各位の慎重な審議の結果、香美市土地開発公社の事業の総合調整及び助成に関する条例を廃止する条例の制定を初め、提出されました議案、全議案等に対しましてそれぞれ適切な議決がなされました。

議員各位には、議事運営に対しまして格段のご協力を賜り、スムーズな議会運営ができましたことに感謝とお礼を申し上げます。

あと20日余りで6月定例会も開会される予定でありますので、議員各位も執行部もこれからだんだんと暑さも厳しくなっておりますのでお体に十分留意せられ、市政発展に、市民福祉の向上に努められることをお願いをいたしまして、閉会のごあいさついたします。

ここで市長から発言を求められておりますのでこれを許します。市長、門脇槇夫君。

○市長（門脇槇夫君） 平成24年第2回香美市議会臨時会に付しました案件につきましては、専決処分事項の報告3件、また専決処分事項の承認を求めることについて9件、議案2件、そして同意事項でございました。それぞれ慎重なるご審査をいただきまして、ここに適切なるご決定をいただきましたことに心から感謝を申し上げます。

また、専決処分事項の報告の交通事故の件でございますが、この点につきましては一層職員にも注意喚起をしてまいりたいというふうに思っております。

また、先ほどは四国市議会議長会で4名の方々がそれぞれ表彰を受けられました。まことにめでたうございました。今後とものご活躍を心からご祈念をさせていただきます。また、今後のご指導をいただきますことをお願いをいたしまして、閉会のごあいさつにかえさせていただきます。

どうもありがとうございました。

○議長（西村芳成君） これをもって平成24年第2回香美市議会臨時会を閉会をいたします。

（午前11時44分 閉会）

地方自治法第123条第2項の規定による署名者

議 長

署名議員

署名議員

平成 2 4 年 第 2 回

香美市議会臨時会会議録

卷 末 掲 載 文 書

平成24年第2回香美市議会臨時会
会期及び会議（審査）の予定表

会 期	月日（曜日）	会 議 等	
第1日	5月21日 （月）	本会議	<ul style="list-style-type: none">・ 会議録署名議員の指名・ 会期決定・ 諸般の報告・ 議案提案 説明～採決

議会運営委員会の協議結果の報告

（平成24年第2回香美市議会臨時会）

平成24年第2回香美市議会臨時会について、議会運営委員会で協議した結果は次のとおりです。

1. 臨時会の会期及び会議について

- （1）会期は本日1日とします。なお、会議の都合により会期の延長を必要とする場合は議長に一任します。
- （2）会議は予定表のとおりであり、委員会の付託を省略して、本会議で審議、採決します。
- （3）同意案（人事案件）については、質疑、討論を省略します。

平成24年5月香美市議会臨時会議決一覧表

1. 議案関係

事件の番号	件名	議決結果	議決年月日
承認第1号	専決処分事項の承認を求めることについて 平成23年度香美市一般会計補正予算(第5号)	承認	24. 5. 21
承認第2号	専決処分事項の承認を求めることについて 平成23年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算(第4号)	承認	24. 5. 21
承認第3号	専決処分事項の承認を求めることについて 平成23年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)	承認	24. 5. 21
承認第4号	専決処分事項の承認を求めることについて 平成23年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)	承認	24. 5. 21
承認第5号	専決処分事項の承認を求めることについて 平成23年度香美市国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(第4号)	承認	24. 5. 21
承認第6号	専決処分事項の承認を求めることについて 平成23年度香美市介護保険特別会計(保険事業勘定)補正予算(第3号)	承認	24. 5. 21
承認第7号	専決処分事項の承認を求めることについて 香美市税条例の一部を改正する条例の制定について	承認	24. 5. 21
承認第8号	専決処分事項の承認を求めることについて 香美市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	承認	24. 5. 21
承認第9号	専決処分事項の承認を求めることについて 香美市体育施設条例の一部を改正する条例の制定について	承認	24. 5. 21
議案第56号	香美市土地開発公社の事業の総合調整及び助成に関する条例を廃止する条例の制定について	可決	24. 5. 21
議案第57号	香美市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	可決	24. 5. 21
同意第2号	香美市固定資産評価審査委員会委員の選任に伴い議会の同意を求めることについて	同意	24. 5. 21
同意第3号	香美市固定資産評価審査委員会委員の選任に伴い議会の同意を求めることについて	同意	24. 5. 21
同意第4号	香美市固定資産評価審査委員会委員の選任に伴い議会の同意を求めることについて	同意	24. 5. 21